



\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



寒い毎が続きます。いかがお過ごしでしょうか。冬季オリンピックが終わりました。今回も、様々な熱戦が繰り広げられ、喜んだ結果、残念だった結果いろいろでした。今回成功した選手であっても、過去には数度の失敗や挫折を経験し、でもそれを乗り越えての結果であることを知る度に感銘を受けます。私なんてほんとちっぽけで、コンマ 1 ミリ、コンマ 1 秒というギリギリのラインで競っている選手たちを、心から応援することしかできません。



～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
倉庫作業員	1,059	1,000	大阪市内
	1,028	1,100	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】

対象期間：2020年4月～2021年3月  
データ数：478,038件

## ★2月のお仕事カレンダー★



- |      |   |
|------|---|
| 2/10 | ● 2022年1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付  |
| 2/16 | ● 2021年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始(~3月15日)  |
| 2/28 | ● 1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付<br>● 2021年12月決算法人の確定申告と納税・2022年6月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)<br>● 3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)<br>● じん肺健康管理実施状況報告の提出<br>● 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付(市区町村の指定日まで) |

## ★トピックス★



### ～マイナンバーカードの健康保険証利用、ますます便利に～

マイナンバーカードが健康保険証として利用できる制度が令和3年10月から始まっています。ですが、当時の導入した医療機関・薬局は全体の8%にお度待っているため、政府は令和5年3月末にはおおむね全ての医療機関等での導入を目指すとしています。

健康保険証として利用できるようにすることにより、窓口で限度額以上の一時支払いが不要になる、転職の際などに健康保険証の切替えを待たずにスムーズに受信できるといったメリットがあります。

また、マイナポータルで自分の薬剤の情報が確認可能になります。患者の同意のもと医師がオンラインで薬剤情報を確認することも可能です。

さらに40歳以上の人については、特定健診(メタボ健診)の結果も閲覧できます。40歳未満の人についても令和5年度中に定期健診の結果が閲覧できるようになる予定です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に専用アプリやセブン銀行ATMなどで申し込む必要があります。

## 年金をもらいながら働きやすくなる…？ 4月から在職老齢年金の仕組みが変更になります

Q. 4月から在職老齢年金の仕組みが変わり、高齢者が年金をもらいながら働きやすくなると聞きました。具体的にどう変わるのでしょうか？

- A. ①60～64 歳の人について、これまでは「給与＋年金の月額」が 28 万円を超えると年金がカットされていましたが、これが 47 万円に緩和され（引き上がり）ます。  
②65 歳以上の人については、65 歳以降に納めた保険料が、毎年年金額に反映されるようになります。

年金をもらいながら働く高齢者については、給与と年金の合計が一定基準を超える場合に老齢厚生年金が減額（支給停止）される「在職老齢年金」という制度があります。しかし、この制度が高齢者の就職意欲を阻害しているとして、制度の見直しが行われることになりました。新たな制度は、今年の 4 月からスタートします。

現在の在職老齢年金は、「給与＋年金の月額」が次の基準を超える時に厚生年金がカットされる仕組みです。60～64 歳の基準額は 28 万円、65 歳以上は 47 万円ですが、4 月からは、60～64 歳も 47 万円と同じになります。つまり、基準が緩和されるわけです。給与と年金月額を足して月 47 万円に収まっていれば、年金がカットされなくなります。47 万円を超えると、超えた分の半分がカットされます。年金を満額もらうために働き方をセーブしていた人は、今後は年金カットを気にせず働ける幅が広がります。なお、65 歳以上の基準額は現行通り 47 万円のままで変わりません。

図1：基準額の緩和

	60～64歳		65歳以上	
年金＋賃金	28万円以下	28万円超	47万円以下	47万円超
年金は減る？	減額せず	減額	減額せず	減額
改正後	減額基準を47万円にそろえる			

図2：60～64歳の在職老齢年金のイメージ



もう一点変更があります。現行では、老齢厚生年金の金額が改定されるタイミングは 65 歳、70 歳と退職時だけです。働いて厚生年金の保険料を毎月納めていても、上記のタイミングを迎えるまでは、もらえる年金の額には反映されません。しかし、4 月からは 65 歳以降の人について、毎年 10 月に老齢厚生年金の額が改定（在職定時改定といいます）されることになりました。つまり、在職中であっても毎年 1 回、年金の金額が増額されることになります。

\*マイナンバーも安心！  
弊所は電子申請でお手続きしています\*

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

